

沖縄市放課後児童クラブ運営ガイドライン

平成28年3月

沖縄市

目次

1. 総則に関するもの

- (1) 事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 事業開始等の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (3) 事業の機能・役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (4) 対象児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (5) 支援の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (6) 運営主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (7) 開所時間、開所日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (8) 利用の開始等に関わる留意点・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (9) 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

2. 施設・設備

- (1) 施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (2) 設備・備品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

3. 職員体制

- (1) 職員体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

4. 放課後児童クラブにおけるこどもへの育成支援

- (1) 育成支援の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- (2) 育成支援にあたっての留意点・・・・・・・・・・・・・・・・4

5. 放課後児童支援員等の責務

- (1) 放課後児童支援員等の役割と職務の内容・・・・・・・・5
- (2) 放課後児童支援員等の社会的責任と職場倫理・・・・5

6. 発達支援を要する児童の受け入れについて

- (1) 発達支援を要する児童の受け入れの考え方・・・・6
- (2) 発達支援を要する児童の受け入れにあたっての留意点・・・・6

7. 保護者との連携

- (1) 保護者との連絡・・・・・・・・・・・・・・・・7
- (2) 保護者及び保護者会との連携・・・・・・・・7
- (3) 保護者からの相談への対応・・・・・・・・7

8. 学校・地域との連携	
(1) 学校との連携	7
(2) 保育所・幼稚園等との連携	8
(3) 地域、関係機関との連携	8
(4) 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	8
9. 児童虐待等への対応	
(1) 児童虐待への対応	9
(2) 家庭での養育に特別な支援を必要とするこどもへの対応	9
(3) 特に配慮を必要とするこどもへの対応にあたっての留意点	9
10. 安全対策	
(1) 事故やケガの防止と対応	9
(2) 衛生管理	10
(3) 来所・帰宅時の安全確保	10
11. 防災・防犯対策及び緊急時の対応	
(1) 防災・防犯対策	10
(2) 緊急時の対応	10
12. 事業内容向上への取り組み	
(1) 職員集団のあり方と責任者の役割	11
(2) 研修	11
(3) 運営内容の評価と改善	11
13. 運営管理	
(1) 適正な会計管理・情報公開	11
(2) 要望・苦情への対応	11
(3) 労働環境整備	12

沖縄市放課後児童クラブ運営ガイドライン

1. 総則に関するもの

(1) 事業の目的

放課後児童クラブは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする事業である。

(2) 事業開始等の届出

ア 本市の市域において放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、法第34条の8第2項に基づき、あらかじめ、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法規則」という。）第36条の32の2の各号に掲げられる事項その他の必要な事項を、放課後児童健全育成事業開始届により、市長に届け出ること。

イ 放課後児童健全育成事業の開始の届出をした者は、当該届出の内容に変更が生じたときは、法第34条の8第3項に基づき、変更の日から1月以内に、放課後児童健全育成事業変更届により、その旨を市長に届け出ること。ただし、市長が軽微な変更と認める場合は、この限りでない。

ウ 放課後児童健全育成事業の開始の届出をした者は、当該届出に係る事業を廃止又は休止しようとするときは、法第34条の8第4項に基づき、あらかじめ、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届により市長に届け出ること。

(3) 事業の機能・役割

ア 放課後児童クラブに求められる機能・役割は、次の8点に整理される。

- ① こどもの健康管理、情緒の安定の確保
- ② 出席確認をはじめとする活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- ③ こどもの活動状況の把握
- ④ 遊びの活動への意欲と態度の形成
- ⑤ 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性を培うこと
- ⑥ 家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- ⑦ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- ⑧ その他、放課後等におけるこどもの健全育成上必要な活動

イ 上記の機能・役割を果たすためには、以下の視点でこどもの育成と日常生活の支援に取り組むこと。

- ① こどもの発達の特性をふまえながらその発達を個々のこどもの実際に則して援助していくこと。
- ② 放課後児童クラブでのこどもの状況を家庭に伝え、日常的に情報交換を行って、家庭状況をふまえながら保護者の子育てを支援すること。
- ③ 放課後児童クラブはこどもが生活している地域にも視野を向け、こどもが育つ地域の環境づくりへの支援を行うこと。

(4) 対象児童

対象児童については、小学校に就学している児童で、保護者が労働により昼間家庭にいない児童や、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない児童とする。

(5) 支援の単位

ア 施設設備、職員体制等の状況を総合的に検討し、適切な生活環境と事業内容が確保されるように、適正な児童数の規模（支援の単位）で運営すること。

イ 放課後児童クラブにおける支援の単位を構成する児童の人数は、おおむね 40 人以下とすること。

ウ こどもの情緒面の配慮及び安全性の確保の観点から、大規模なクラブについては支援の単位ごとに運営するよう努めること。

(6) 運営主体

ア 放課後児童クラブの運営は、こどもへの支援の継続性という観点からも、安定した財政基盤と運営体制を有し、こどもの福祉や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的・安定的に運営することが求められる。

イ 放課後児童健全育成事業者は、次の点に留意して運営すること。

① こどもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行うこと。

② 地域社会との交流及び連携を図り、こどもの保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブの運営の内容を適切に説明するよう努めること。

③ 放課後児童クラブの運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めること。

④ こどもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしないこと。

⑤ 放課後児童クラブごとに事業の運営についての重要事項（㉞ 事業の目的及び運営の方針、㉟ 職員の職種、員数及び職務の内容、㊱ 開所時間及び開所日、㊲ 育成支援の内容及び保護者負担金、㊳ 定員、㊴ 事業の実施地域、㊵ 事業の利用に当たっての留意事項、㊶ 緊急時等における対応方法、㊷ 非常災害対策、㊸ 虐待の防止のための措置に関する事項、㊹ その他事業の運営に関する重要事項）に関する運営規程を定め、また、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況（サービスの実施状況）を明らかにする帳簿を整備すること。

(7) 開所時間、開所日

ア 開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定すること。

イ 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき4時間以上の開所を原則とする。なお、こどもの健全育成上の観点にも配慮した開所時間を設定することが求められる。

ウ 開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定すること。

エ 新1年生については、保育所・幼稚園等との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にすること。

(8) 利用の開始等に関わる留意点

- ア 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童クラブの利用の募集にあたり、利用の機会の公平性の観点から、市が定める一斉申込み期間に利用申請を受け付けること。その際には、利用にあたっての留意事項の明文化、入会審査基準を設け入会承認の方法の公平性に努めること。
- イ 利用の開始にあたっては、保護者に対し入会説明会等を開催し、利用にあたっての決まりなどについての説明が求められる。
- ウ 特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、こどもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換すること。
- エ こどもが放課後児童クラブを退会する場合には、そのこどもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行うこと。

(9) 留意事項

放課後児童健全育成事業は、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする事業であることから、目的を異とするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない。

2. 施設・設備

(1) 施設

- ア こどもが放課後等の「生活」の場として過ごす放課後児童クラブの役割をふまえ、安全・衛生面に配慮し、こどもが安定して日々の生活を送ることができる専用区画を設けること。また、室内のレイアウトや装飾に配慮し、こどもが心地よく過ごせるように工夫することが求められる。
- イ 放課後児童クラブの専用区画はこども1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保すること。
- ウ こどもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保することが望ましい。
- エ 野外遊びを豊かにするため、学校と連携して校庭・体育館を利用したり、近隣の公園等を有効活用するよう努めること。
- オ 放課後児童クラブの施設には、こどもの生活スペースとは区分された放課後児童支援員等の作業スペース、更衣室などの環境を整備することが望ましい。

(2) 設備・備品

- ア 衛生及び安全が確保された設備を備え、こどもの所持品を収納するロッカーやこどもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備えること。
- イ 年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を工夫すること。

3. 職員体制

(1) 職員体制

- ア 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なるこどもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ご

とに2人以上の放課後児童支援員(基準条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの)を置かなければならない。ただし、そのうち1人は、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者)に代えることができる。

なお、開所時間を通じて、本配置基準を満たすこと。

イ 放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行わなければならない。なお、放課後児童クラブを利用するこどもが20人未満の場合で、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

ウ こどもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員等の雇用にあたっては、長期的に安定した形態とすることが望ましい。

エ 放課後児童支援員等の勤務時間については、こどもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定することが望ましい。

4. 放課後児童クラブにおけるこどもへの育成支援

(1) 育成支援の内容

ア 放課後児童クラブでは「遊び・生活の場」として一定時間を過ごすため、こどもの生活全体を安定的に維持する中で、こども一人ひとりとこどもの集団全体の生活内容を豊かにすることが求められる。

イ 放課後児童クラブの事業目的とその機能・役割から求められるこどもへの育成支援には、以下の内容が求められる。

①こどもがすすんで放課後児童クラブに通い続けられるような環境の整備と、保護者・放課後児童支援員等の連携。

②信頼できる大人(放課後児童支援員等)がいて、こどもが安心して過ごせる場の提供。

③こどもが放課後児童クラブの場を自分たちの遊び・生活の場として実感でき、生活時間の区切りや活動の予測などに見通しを持って主体的に過ごせるような配慮。

④こどもが放課後等を過ごすために必要とされる、休息や健康への配慮。

⑤こどもが放課後等の時間を過ごすために必要なおやつを提供。

⑥こどもの発達に則した遊びと活動ができるような、環境の整備と支援。

⑦こどもが安全に過ごすことができる環境整備と支援。

⑧こどもが養育環境や発達面などで固有の援助を必要としている場合の適切な支援。

(2) 育成支援にあたっての留意点

ア こどもが自分で遊びを選択したり創造したりすることができるように支援すること。

イ こども一人ひとりの生活状況を把握しながら、こどもの情緒やこども同士の関係にも配慮し、こどもの意見を尊重して支援すること。

ウ 放課後児童クラブと家庭がこどもの様子を伝え合い、協力して、こどもの遊び・生活を支援すること。

エ 必要に応じて放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民が広く協力しながら活動に関わることができるような体制を検討することが望ましい。

5. 放課後児童支援員等の責務

(1) 放課後児童支援員等の役割と職務の内容

ア 放課後児童クラブの事業目的とその機能・役割から、求められる放課後児童支援員等の役割を整理すると以下のようなようになる

- ①一人ひとりのこどもの状況を把握する。
- ②こどもの生活を、時間・空間の両面からとらえ、こどもの状況を把握しながら組み立てる。
- ③放課後児童クラブで過ごす上で必要な基本的生活習慣を習得することを援助する。
- ④遊びや諸活動を通じて、一人ひとりのこどもの生活を支え、発達を促す。
- ⑤危険から子どもを守るとともに、こどもが自らを守りお互いを守る力を育てていく。
- ⑥保護者との伝え合いを通じて、こどもの育つ家庭での生活を支える。
- ⑦地域社会の中で、こどもの生活が円滑に進められるようにする。
- ⑧学校や地域、その他の関係機関との連携を深める。

イ 職務内容は、「4.（1）育成支援の内容」の実現に努め、次のような活動を実施すること。

- ①こどもの健康管理、安全確保、情緒の安定に係る活動
- ②基本的生活習慣の確立に向けた支援
- ③遊びや体験を通じ自主性、社会性、創造性を培う活動
- ④保護者への連絡、支援、連携
- ⑤放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民との交流活動

ウ 子どもや保護者に直接関わる職務以外に、放課後児童クラブの運営を円滑に進めるために、以下の取り組みを行うこと。

- ①会議・打ち合わせ等による支援内容に関する情報の共有
- ②こどもの様子及び育成支援の記録と、職場内における検討
- ③学校との連絡・調整
- ④地域の関係機関、団体との連絡・調整
- ⑤研修
- ⑥行事や活動の企画と記録
- ⑦事務（記録・たより等の作成、提出物の点検、会計事務等）
- ⑧清掃、衛生管理、安全点検、片付け等

(2) 放課後児童支援員等の社会的責任と職場倫理

ア 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。

また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理観を備え、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

イ 放課後児童健全育成事業者は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務にあたるように組織的に取り組むこと。

- ①こどもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重すること
- ②児童虐待等のこどもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
- ③国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いの禁止
- ④守秘義務の遵守
- ⑤関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護すること
- ⑥保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築すること
- ⑦放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努めること
- ⑧事業の社会的責任や公共性を自覚すること

6. 発達支援を要する児童の受け入れについて

(1) 発達支援を要する児童の受け入れの考え方

- ア 発達支援を要する児童について希望がある場合は、可能な限り受け入れに努めること。
- イ 発達支援を要する児童が放課後児童クラブを利用する機会が確保されるよう、放課後児童健全育成事業者の過度の負担にならない範囲において、適切な配慮と環境整備を行うこと。
- ウ 受け入れの判断について、こども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように受け入れの判断の基準等を定めること。
- エ 受け入れの判断は、書類確認、面談、観察などのほか、放課後児童クラブの環境条件をふまえ、放課後児童支援員等と協議して行うこと。
- オ 地域社会における発達支援を要する児童の放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図ることが望ましい。その際、放課後等デイサービス等と併行利用している場合には、放課後等デイサービス等と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくこと。

(2) 発達支援を要する児童の受け入れにあたっての留意点

- ア 発達支援を要する児童の特性をふまえた援助・支援の向上のために、学校や地域の障がい児関係の専門機関等との相談体制を構築し、発達支援を要する児童の受け入れのための職員研修や学習会の実施による支援の向上に努めること。
- イ 発達支援を要する児童を受け入れる際、その障がいの程度等から特に個別の支援が必要な場合は放課後児童支援員等を加配することが必要である。また、計画的で継続的な個別支援ができるように努めること。
- ウ 発達支援を要する児童が放課後児童クラブで安全に過ごすことができるように、施設・設備のバリアフリー化に取り組むことが望ましい。環境整備は、施設整備等の改修に加えてこどもの利用にあわせた環境設定の工夫が求められる。
- エ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）の理念に基づいて、発達支援を要する児童への虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずること。

7. 保護者との連携

(1) 保護者との連絡

- ア こどもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくこと。
- イ 放課後児童クラブにおけるこどもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、こどもの状況について家庭と放課後児童クラブで情報を共有すること。
- ウ 保護者への連絡については、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用すること。

(2) 保護者及び保護者会との連携

- ア 放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加あるいは協力する機会を設けるなどして、保護者との協力関係を構築することが求められる。
- イ 保護者会の活動を支援したり保護者会等を開催したりすることにより、保護者同士が交流して理解を深め、保護者同士の協力により子育ての責任を果たせるような支援を行うことが求められる。
- ウ 保護者が安心してこどもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが求められる。また、こども自身への支援と同時に、学校等の関係機関と連携することにより、こどもの生活基盤である家庭での養育を支援することも求められる。

(3) 保護者からの相談への対応

- ア 放課後児童健全育成事業者は、こどもへの育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりに努めること。
- イ 相談にあたっては、相互の信頼関係を基本にして、保護者の自己決定を尊重すること。
- ウ 保護者の子育てに関する悩みや不安などについての相談に応じ、必要な助言や支援を行うとともに、必要に応じて市や専門機関と連携すること。
- エ こどもが放課後児童クラブを退会する場合には、そのこどもの生活の連続性や家庭状況に配慮し、相談に応じて適切な支援・サービスの紹介や引き継ぎを行うことが望ましい。

8. 学校・地域との連携

(1) 学校との連携

- ア こどもの生活の連続性を確保するために、学校との連携を積極的に図ること。
- イ 学校との連携について、以下の取組みが考えられる。
 - ①こどもの下校時刻の確認
 - ②年間計画や行事予定等の交換
 - ③支援内容等や管理体制に関する学校との連絡・調整
 - ④下校時のトラブルやこどもの病気・事故の際の連絡・連携
 - ⑤学校の授業参観や行事への参加
 - ⑥こどもに関する相談や情報交換
 - ⑦その他運営の協力に関すること

ウ 学校長、各担任教諭はもちろんのこと、養護教諭、地域コーディネーター等についても、必要に応じて連携を図ること。

エ 学校との情報交換にあたっては、個人情報保護や秘密の保持についてのルールをあらかじめ放課後児童健全育成事業者と学校との間で取り決めておくこと。

オ こどもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等を活用させてもらえるように施設面の連携を図ることが望ましい。

(2) 保育所・幼稚園等との連携

ア 新1年生については、こどもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所・幼稚園等とこどもの状況について情報交換や情報共有を行うことが望ましい。

イ 保育所・幼稚園等とのこども同士の交流、職員同士の交流等を行うことが望ましい。

(3) 地域、関係機関との連携

ア 放課後児童クラブのこどもの生活について地域の協力を得られるように、自治会をはじめ地域の関係機関や児童関連施設等と連携を図ることが望ましい。

イ 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げることが望ましい。

ウ 事故、犯罪、災害等からこどもを守るため、地域住民と連携、協力してこどもの安全を確保する取り組みを行うことが望ましい。

エ こどもの病気や事故、トラブルなどに備えて、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関との連携に努めること。

(4) 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

ア 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ

①学校施設を活用する場合には、放課後児童健全育成事業者が責任をもって管理運営にあたり、施設の使用にあたって学校や関係者の協力が得られるように努めること。

②「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合は、放課後児童クラブに通うこどもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。

なお、放課後子供教室への参加にあたっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できないこどもがいることも考慮すること。

③放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図ることが望ましい。

イ 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

①児童館の中で放課後児童クラブを実施する場合は、放課後児童クラブに通うこどもの育成支援の環境及び水準を担保すること。

②児童館に来館するこどもと放課後児童クラブに在籍するこどもが交流できるように、遊びや活動に配慮すること。

③放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。

9. 児童虐待等への対応

(1) 児童虐待への対応

- ア 放課後児童支援員等は、こどもの心身の状態や家族とこどもとの関係性を観察するとともに、その他の情報の収集により、児童虐待の早期発見に努めること。
- イ 児童虐待が疑われる場合等により福祉的介入が必要とされるケースについては、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、放課後児童健全育成事業者と協議の上で、市や児童相談所等の関係機関と連携して対応を図ること。

(2) 家庭での養育に特別な支援を必要とするこどもへの対応

- ア 放課後児童支援員等は、家庭での養育について支援が必要なこどもの早期発見に努めること。
- イ 放課後児童支援員等は、こどもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別な支援が必要な状況を把握した場合には、こどもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努めること。
- ウ 必要に応じて、市や児童相談所に相談し、家庭への養育面での支援を行う地域ネットワークの一員として役割を担うことが望ましい。

(3) 特に配慮を必要とするこどもへの対応にあたっての留意点

特に配慮を必要とするこどもへの対応にあたっては、こどもの利益に反しない限りにおいて、保護者やこどものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意すること。

10. 安全対策

(1) 事故やケガの防止と対応

- ア 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うこと。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。
- イ 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童クラブにおける事故やケガの防止及び、発生時の対応について適切な計画を策定し、放課後児童支援員等に周知徹底するとともに、応急対応や二次被害を防ぐための対応について訓練又は研修を行い、迅速に対応できるようにしておくこと。
- ウ 放課後児童支援員等は、こどもの年齢や発達状況を理解して、こどもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助すること。
- エ おやつ提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおくこと。
- オ 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、こどもの状況等について速やかに保護者に連絡し、放課後児童健全育成事業者及び市に報告すること。
- カ 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童支援員等及びこどもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努めること。
- キ 放課後児童健全育成事業者は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生

した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。また、傷害保険等に参加することが望ましい。

(2) 衛生管理

- ア 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努めること。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらを適正に管理し、使用すること。
- イ 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。
- ウ 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。
- エ 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童健全育成事業者としての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておくこと。

(3) 来所・帰宅時の安全確保

- ア 来所・帰宅時の安全確保のために、こどもの出席や欠席状況について保護者との連絡のもとに確実に確認すること。
- イ こども自身が自らの安全を確保できるような安全教育、放課後児童健全育成事業者としての安全対策の作成や保護者への協力の呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動の実施等に取り組むこと。

11. 防災・防犯対策及び緊急時の対応

(1) 防災・防犯対策

- ア 放課後児童健全育成事業者は、災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておくこと。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。
- イ 市や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域におけるこどもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努めること。
- ウ 放課後児童健全育成事業者は、防災・防犯対策及び、緊急時の対応について適切な計画を策定し、想定訓練をしておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておくこと。

(2) 緊急時の対応

- ア 災害等が発生した場合には、こどもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとること。
- イ 緊急時においては、こどもの状況等について保護者に速やかに連絡をとるとともに、放課後児童健全育成事業者並びに市に情報を迅速に報告し、必要に応じて関係機関に情報を伝達すること。
- ウ こどもの安全確保のために臨時の休所がやむを得ないと判断した場合は、保護者の就労に配慮し、市や学校と協議の上で実施すること。

12. 事業内容向上への取り組み

(1) 職員集団のあり方と責任者の役割

- ア 放課後児童健全育成事業者は、運営管理の責任者を定め、その役割と責任を明らかにすること。
- イ 運営管理の責任者は、放課後児童クラブの運営状況の全体を把握し、事業を円滑に進める役割、放課後児童支援員等の意識形成や効率的な配置を行う役割、並びに学校や地域の関係機関・団体との連携を図る役割を果たすよう努めること。
- ウ 放課後児童支援員等は、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成すること。
- エ 放課後児童支援員等は、こどもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援にあたっての課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努めること。

(2) 研修

- ア 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童支援員等の資質向上を図るための職場内及び職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障すること。
- イ 放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努め、他の放課後児童支援員等と情報を共有すること。

(3) 運営内容の評価と改善

- ア 放課後児童健全育成事業者は、事業内容について定期的に自己評価を行い、自ら事業内容向上に向けた取り組みを進めること。
- イ 事業内容向上への取り組みには、利用者であるこどもや保護者等の意見を取り入れることや、外部からの客観的評価（運営委員会）を取り入れるなどした上で、事業内容改善への取り組みの成果を公表するよう努めること。
- ウ 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に活かすこと。

13. 運営管理

(1) 適正な会計管理・情報公開

- ア 保護者負担金等の徴収、管理及び執行にあたっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うこと。
- イ 放課後児童クラブを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用できるよう、放課後児童健全育成事業者は、事業内容に関する情報の提供が求められる。このため、放課後児童健全育成事業者は、会計処理や運営の状況について、保護者や地域社会に対して情報公開が求められる。
- ウ 決算後、経費の分析を行い、今後の運営を見直すなど、安定的な運営と保護者の負担軽減に努めること。

(2) 要望・苦情への対応

- ア 要望や苦情の受付窓口をこどもや保護者に周知するとともに、対応の手順や体制を

整備し、迅速な対応を図ること。

イ 苦情対応については、市と放課後児童健全育成事業者が協力して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、運営委員会の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみを構築すること。

ウ 要望や苦情の内容や対応について職員間で共有すること。また、記録を作成し、事業内容の向上に活かすこと。

エ 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

オ 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力すること。

(3) 労働環境整備

ア 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努めること。

イ 放課後児童支援員等の健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から、健康診断等を実施すること。

ウ 放課後児童支援員等が、業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入しておくこと。また、必要に応じて社会保険（厚生保険・健康保険）や雇用保険にも加入しておくことが求められる。